

第 4 次寝屋川市地域福祉計画【案】

(令和 2 年 11 月 13 日現在)

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	
2	地域福祉と地域共生社会	
3	地域エリアごとの取組について	
4	計画の位置付けについて	
5	計画期間	
6	計画の策定方法	
7	SDGs 達成への貢献	
第2章	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	
2	施策の展開	
3	計画の体系	
第3章	取り組みの方向	
施策の展開1	地域福祉のセーフティネットの拡充	
施策の展開2	権利擁護の推進	
施策の展開3	地域福祉を担う多様な人づくり	
施策の展開4	生活と福祉を支える基盤強化	
第4章	計画の推進	
1	計画の推進体制	

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、本格的な人口減少社会の到来や、核家族化、単身世帯が増加するなど、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しています。家庭や地域における支援力が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題などが顕著化しています。また、公的な福祉サービスの狭間にある事例などが発生しています。

そのような中、国においては、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化・複合化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を進めています。

また、社会福祉法の一部が改正（平成30年4月1日施行）され、地域福祉計画が、福祉分野の計画の上位計画と位置付けられました。加えて、平成29年12月に、国は市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉計画策定について、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事項」を新たに盛り込むことを求めています。

さらに、社会福祉法の一部改正に先立って、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が同年12月に施行され、地域福祉との一体的な展開による地域共生社会の実現に向けた動きが活発になっています。

令和2年6月には社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日執行）があり、地域福祉の推進は、地域住民が主体となって行うものであると明文化されました。

本市においては、平成28年3月に「第三次寝屋川市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、第三次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・府などの動向を踏まえ、今後ますます複雑化・複合化していく福祉課題に適切に対応するため、「第四次寝屋川市地域福祉計画」を策定することとしました。

2 地域福祉と地域共生社会

この計画では、「地域福祉」について、これまでの地域福祉計画の考え方を継承し、次のように考えます。

**誰もが地域とつながりをもって
安心して心豊かに暮らせるよう
地域の力を合わせて
地域にあった福祉をつくる**

誰もが地域とつながりをもって

誰もが、日常生活、介護、子育て等の様々な場面で“困りごと”が起き、支援を必要とするときも、住み慣れた地域で生活を継続し、つながりをもって暮らしていくことを望みます。

安心して心豊かに暮らせるよう

「安心」できる支え合いの下、主体性と誇りを持ち、「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

地域の力を合わせて

公的な制度に基づく取組を土台に、市民、ボランティア、団体、事業者等が、「できること・したいこと」で役割分担しながらお互いに協力し合うことで、一人一人の権利を大切に、「自分らしい」生活を実現するためのきめ細かな支援を行います。

地域にあった福祉をつくる

国、大阪府の制度等も利用しながら、地域の様々な力を結集し、寝屋川市の状況や市民の生活に合った福祉の仕組みをつくることです。

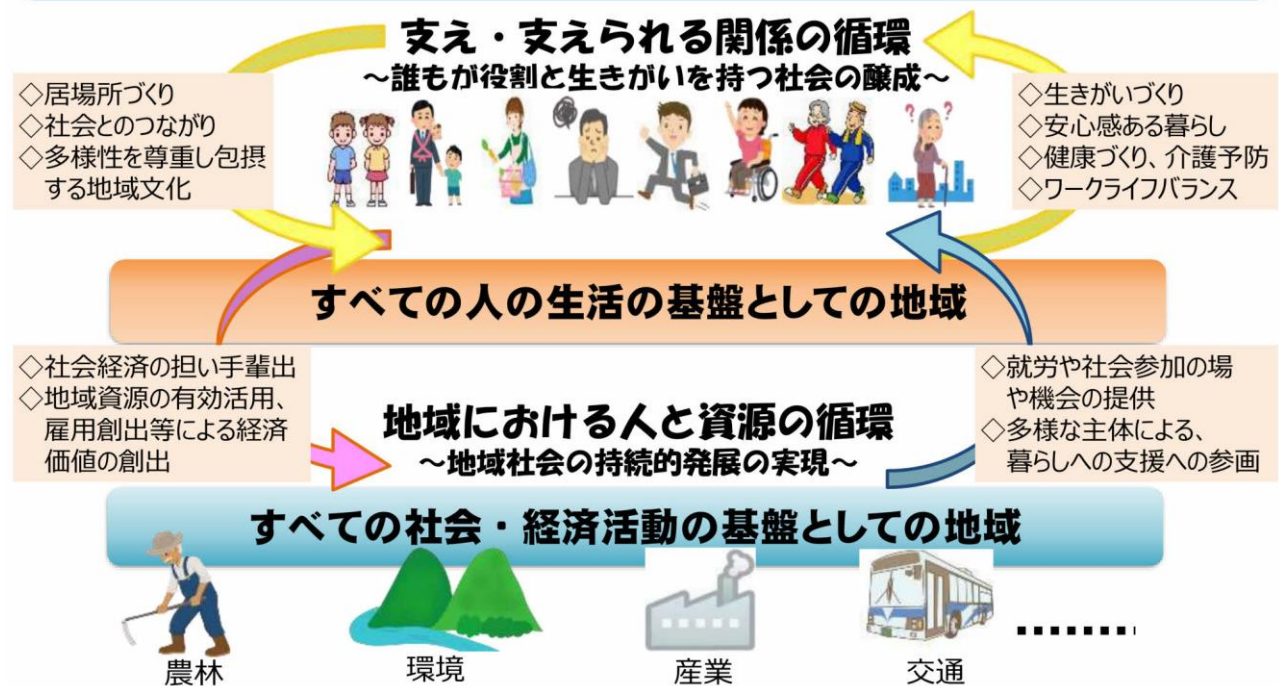
「ちいき」に関わる様々な人たちの力で、
「ふ」だんの
「く」らしの
「し」あわせを支え合おう！ を合言葉に
一人一人が「できること・したいこと」に取り組みましょう。

地域福祉の充実が地域共生社会の実現につながると考えています。

《地域共生社会のイメージ》

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



出典：厚生労働省資料

【参考】社会福祉法（地域福祉部分抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3 地域エリアごとの取組について

地域福祉の取組については、生活や活動・事業に応じたエリアにおいて、重層的に補って効果的に推進します。

(1) 自治会のエリア

【身近なつながりや日常的な支え合いのエリア】

自治会は、暮らしの土台である“住まい”の環境をより良いものとするため、住民が協力する、地域福祉の原点となる組織です。

班単位等の身近な交流も進めながら、自治会や民生委員・児童委員を中心に、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気づき、協力して支援の仕組みにつなぐなど、顔が見え、声を掛け合える関係を大切にしたい取組を進めています。

(2) 小学校区（校区福祉委員会・地域協働協議会）のエリア

【様々なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】

小学校区は、自分のまちとしての意識の面、歩いて移動できる圏域として、生活とのつながりが深いエリアです。

各小学校区では、校区福祉委員会が地域福祉活動の中心的な役割を担い、自治会エリアでは対応困難な課題に対する取組を進めています。

「地域の福祉力」を一層高めるため、校区福祉委員会と地域協働協議会が連携して、市民、団体、事業者等の活動への参加の呼び掛けを行い、地域課題に対応する活動を進めます。

(3) コミュニティセンターエリア（2中学校区）

【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携のエリア】

本市では、ふれあいのある豊かな地域社会づくりを目指す地域コミュニティ活動の拠点として、2中学校区（4小学校区）ごとにコミュニティセンターエリアを設置しております。コミュニティセンターエリアを介護保険制度の「日常生活圏域」、本市子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育提供区域」と定めるとともに、このエリアを基盤に、地域と密着して暮らしに関わる相談支援を行う、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を社会福祉協議会が配置しています。

また、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター、地域子育て支援拠点である地域子育て支援センター又はつどいの広場を中学校区ごとに設置するなど、より地域に密着した福祉の充実を図っています。

様々な団体、事業者等が連携して、圏域での福祉課題への対応を進めます。

(4) 寝屋川市全域

【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、NPO等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置付けで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討・展開します。

本市だけでは対応が困難な課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、広域的に取り組めます。

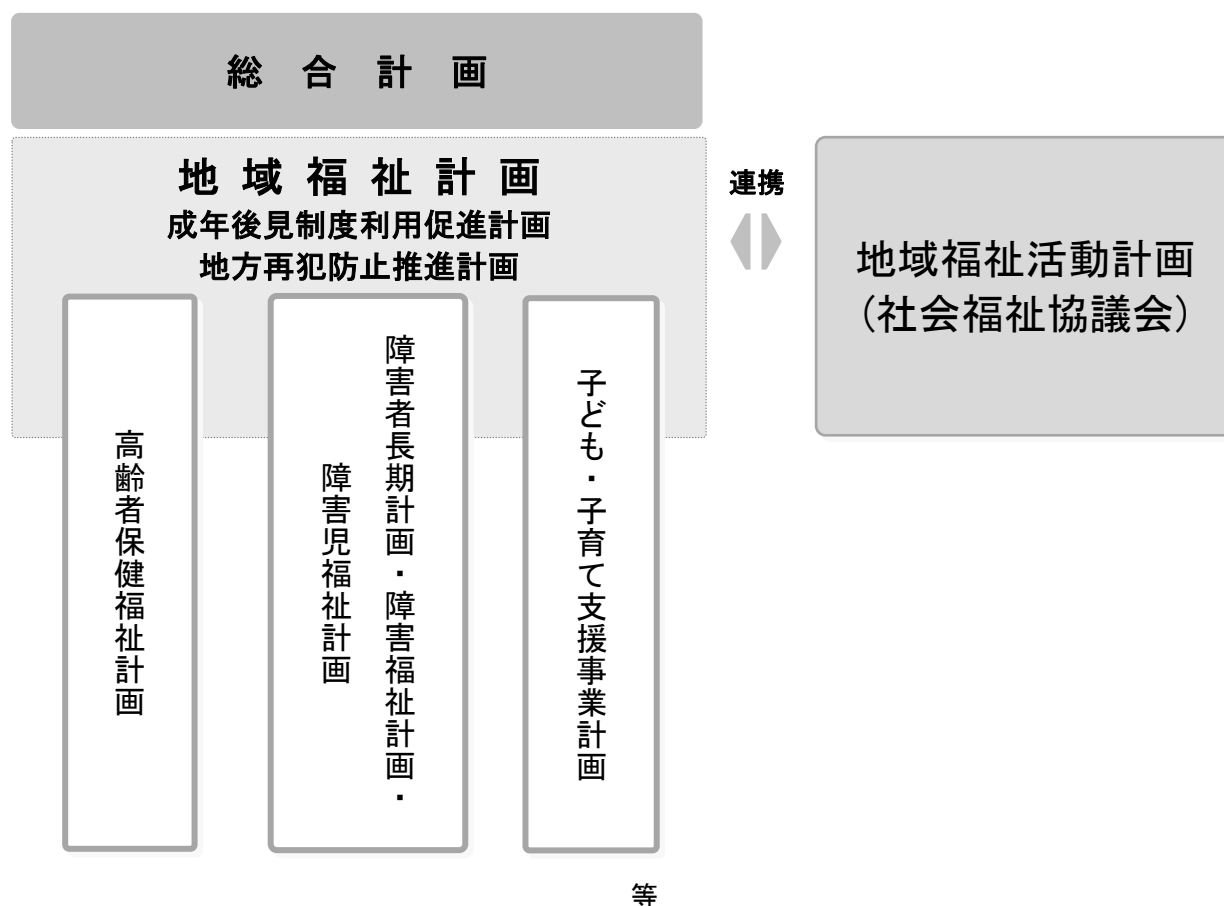
4 計画の位置付けについて

地域福祉計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する計画であり、市の地域福祉を推進するための理念と実現のための仕組みを示すものです。

また、高齢者保健福祉計画、障害者長期計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、保健、福祉、防災等に関わる様々な計画と整合を図りながら、これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るための理念と、それにつながる市の取組を示すものです。

加えて、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携して、地域福祉を推進する両輪となるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく計画と位置付けます。また、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されます。



5 計画期間

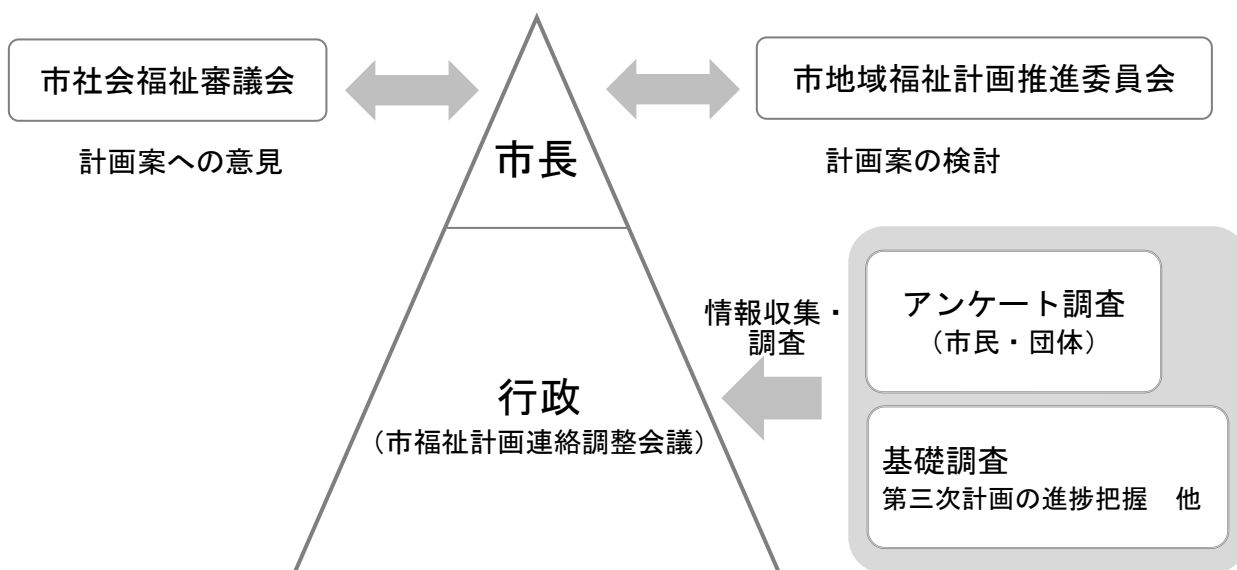
計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

6 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、本市の地域福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、市民、学識経験者及び地域福祉に関する事業に従事する者で構成する「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で検討を行いました。

また、「寝屋川市社会福祉審議会」において、意見をいただきました。



(2) 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査の実施

市民の日常生活の現状や意識、地域づくりに関する考え方などを把握し、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

- 意見募集期間 令和3年2月1日～2月28日
- 意見の件数 ●●件
- 意見の公表 市ホームページで意見に対する回答を公表しました。

7 SDGs 達成への貢献

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置付けられました。

SDGs では、持続可能な世界を実現するために、「すべての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」のほか、「人や国の不平等をなくそう」など 17 の目標と、具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SDGs の推進は、地域福祉計画と同じ方向を示すものであることから、本計画の着実な推進を通して、SDGs の達成に貢献します。

[主に関連するSDGs目標]



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市には、性別や年齢、障害の有無、国籍や文化の違う人など多様な人々が暮らしています。また、少子高齢化や核家族化の一層の進行、地域における人間関係の変化などを背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の孤立、老々介護、シルバー世代の孤独死、認知症のある人の見守り、障害のある人の社会参加、子どもやシルバー世代、障害のある人への虐待、ひきこもり、経済的困窮など、地域の理解や協力なしには解決できない様々な課題があります。

本市では、今後も、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、地域全体がつながりと信頼を深め、支えあう地域共生社会の構築を図っていくことが重要であると考えます。

そのため、子どもからシルバー世代、障害者まで、あらゆる年代の市民の地域福祉の意識醸成を図り、地域の人々が、助けあいの心でつながり、市民自らが地域共生社会の実現を推進していくことができるよう、この計画の基本理念を『地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実』とします。

[基本理念]

地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実

2 施策の方向性

施策の方向性 1 地域福祉のセーフティネットの拡充

ひとり暮らし高齢者やシルバー世代のみの世帯、障害者、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケアや生活困窮、ヤングケアラーへの支援など地域における生活課題は複雑化・多様化し、複合化が指摘されています。そのような、公的な福祉サービスにつながりにくい「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを解決するため、関係機関と連携し、身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的かつ重層的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

また、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

施策の方向性 2 権利擁護の推進

一人一人の尊厳が守られ、自己決定を尊重し支援することは、誰もが安心して暮らせる地域生活を支えるうえで非常に大切です。

今後、認知症高齢者の増加及び知的障害者・精神障害者の地域移行の進展に伴い、判断能力が十分でない方々の増加が見込まれることから、身上保護や財産管理を行う成年後見制度等の利用促進に向けた取組を推進します。

施策の方向性 3 地域福祉を担う多様な人づくり

地域福祉の推進にあたっては、地域住民はもとより、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業など、多様な主体が参画し、対等の関係で行う協力や提携による福祉協働に取り組むことが必要です。これら地域福祉を担う多様な人づくりと、活動しやすい環境づくりを進め、地域の実情や要支援者のニーズに寄り添った温かい福祉サービスの提供を促進します。

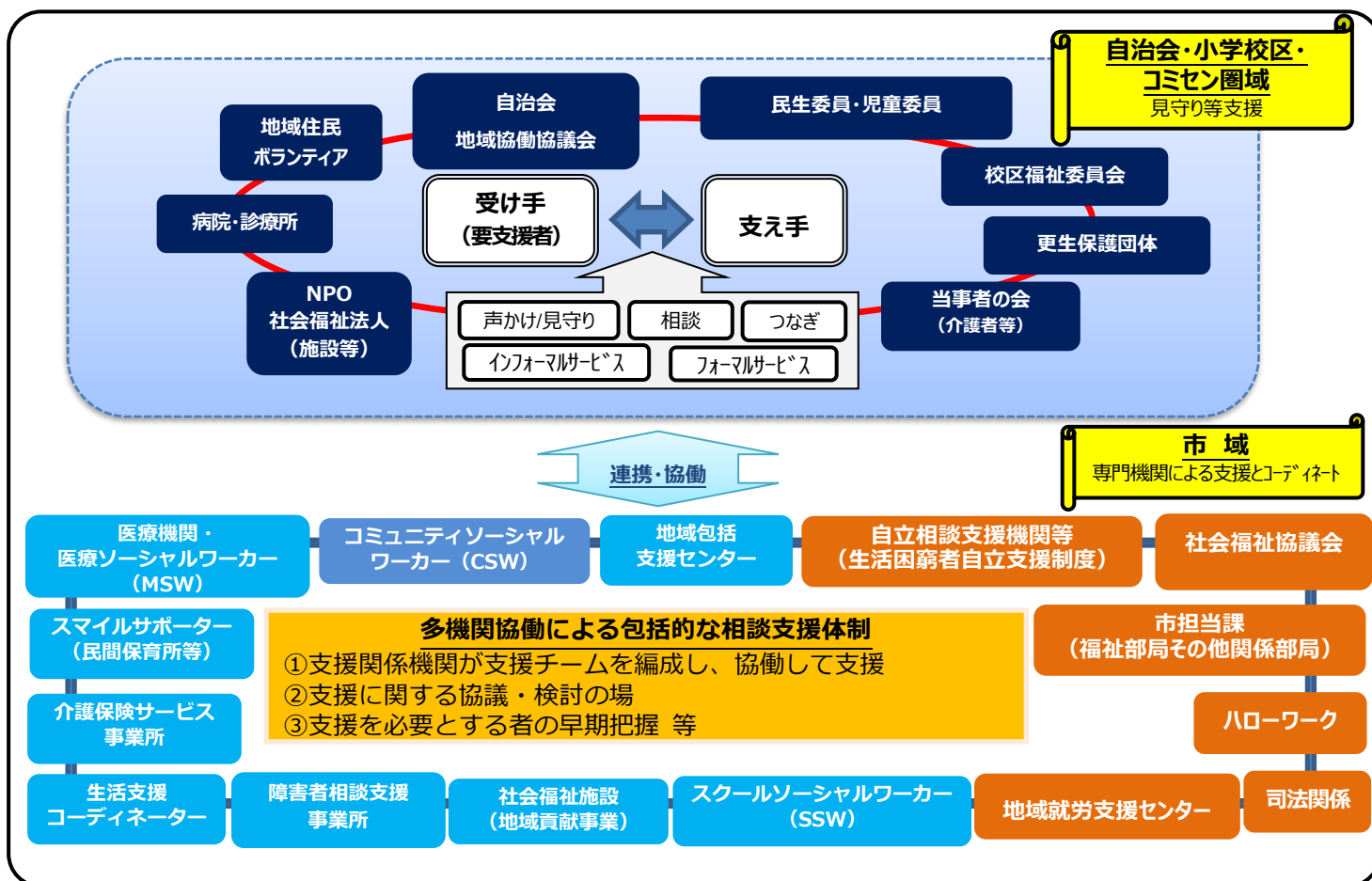
また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人、エッセンシャルワーカー（保育や介護サービスの提供など生活の維持に欠かせない活動を行う人々）に対する需要が増加しており、これらの福祉分野におけるエッセンシャルワーカーに対する支援を行っていきます。

施策の方向性 4 生活と福祉を支える基盤強化

地域のセーフティネットを拡げ、強くするためには、これまで中核的な役割を担ってきた社会福祉協議会等が、行政機関との連携のもと、その基盤強化を図りつつ、継続的・安定的に福祉のまちづくりに取り組むことが期待されています。

また、地域生活課題は、福祉分野から保健・医療、就労、ライフスタイルやまちづくりまで多岐にわたり、その担い手も福祉サービスの供給主体も多様化しています。多様な主体の相互理解と連携のもと、地域共生を支える仕組みづくりの重要性も増しています。

《寝屋川市が目指す地域福祉のセーフティネット（イメージ）》



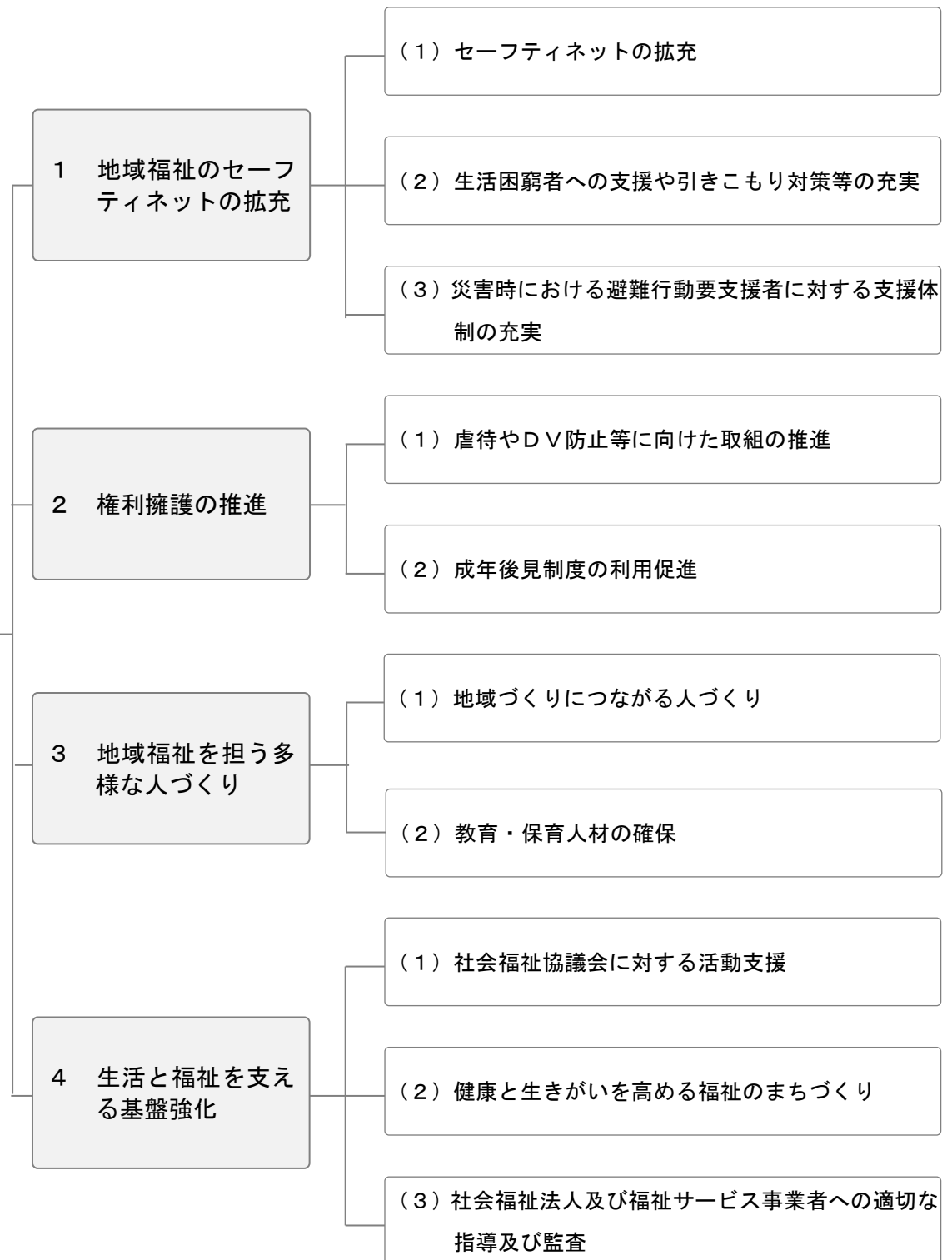
3 計画の体系

[基本理念]

[施策の方向性]

[重点取組]

地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実



取組の方向

1 地域福祉のセーフティネットの拡充

(1) セーフティネットの拡充

【5年後を見据えた課題】

○地域には、シルバー世代や障害者をはじめ、様々な困りごとを抱えた人たちが住んでおり、困難な困りごとを抱えている人ほど、誰にも相談できずに一人で孤立している可能性が懸念されます。

○市民が抱える地域生活課題が、更に複雑化・複合化しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○身近なところで気軽に相談できる仕組みが向上しています。

○既存の支援関係者に加え、課題に応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的なネットワークによる包括的な支援体制づくりが進んでいます。

【今後の方向性】

困りごとを包括的に受け止める体制の構築を行い、制度の狭間にある人や支援につながりにくい生活課題を抱えた人の早期発見のための相談体制の充実と支援を行う仕組みづくりを進めます。

【主な取組】

○包括的な相談体制の充実

高齢・障害・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健、健康などの関係部署や社会福祉協議会、社会福祉法人などの関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実に努めます。

○関係機関等の連携協働促進

地域福祉のセーフティネットの拡充を進めるため、地域の様々な社会資源や関係機関を巻き込み、連携協働を促進していきます。

(2) 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実

【5年後を見据えた課題】

- 地域社会からの孤立などにより、適切な支援を受けることができていない生活困窮者等がいると考えられます。
- 単身者の増加や就労状況等により、経済的な困窮に関する相談が増加しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- 様々な理由により生活に困っている人が、早期かつ適切な支援を受けることで、地域の中で安心して、自立した生活を送ることができています。
- 経済的な面などで生活に困難を抱えた人や一般就労への移行が困難な人への支援など、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制整備が、更に進んでいます。

【今後の方向性】

生活に困窮する人などが、必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

【主な取組】

○生活困窮者への支援

生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、地域包括支援センターなど既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。

○ひきこもり支援の充実

ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施します。

○子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を防止することが重要であることから、庁内の関係部署や関係機関と連携して学習支援事業や保護者の就労支援などの施策を進めます。

○就労支援

生活困窮者やシルバー世代、障害者、ひとり親家庭の親などの就労支援について、生活困窮者自立支援事業や地域就労支援センターでの相談事業等と、ハローワークなどと連携し、就職及び職場定着の支援に取り組みます。

（３）災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実

【５年後を見据えた課題】

○大規模災害発生時に、地域での助け合いや隣近所での助け合い（共助）の際の重要な情報となる避難行動要支援者名簿について、有効な利活用の仕組みが課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿＜ビジョン＞】

○大規模災害発生時の対応について、自分の身は自分で守る（自助）を基本に、地域での助け合い（共助）や行政等（公助）が協働し、避難行動要支援者名簿の利活用の仕組みの構築が進んでいます。

【今後の方向性】

南海トラフ地震等の発生が懸念されており、甚大な被害が予想されることから、災害時にも強い支え合いのまちづくりのため、平常時から地域の様々な団体等が連携・協働できる仕組みづくりや体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

○避難行動支援体制の充実

避難行動要支援者名簿の活用や更新を行うとともに、災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難などができるよう、地域の協力体制づくりを推進します。

○災害時の連携強化

市内施設と協定を締結している福祉避難所について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を前提とした支援の在り方について検討します。

2 権利擁護の推進

(1) 虐待やDV防止等に向けた取組の推進

【5年後を見据えた課題】

- シルバー世代や障害のある人、子育て世帯などが地域の中で孤立すれば、虐待等の発見が遅れることが課題となっています。
- 世帯全体が抱える課題が複雑化し、適切な対応を行う体制強化が課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- 地域団体、警察等の関係機関との連携による見守り体制や、日常から声をかけ合える顔の見える関係づくりを進めています。
- 虐待やDV等に係る調査や相談の中で把握した世帯全体が抱える様々な地域生活課題についても、関係機関と連携して取り組みます。

【今後の方向性】

虐待、いじめ、DV等の問題を解決するため、市民などを対象に、虐待やDVへの一層の理解を促進するとともに、シルバー世代、障害者、子ども、子育て世帯等の公的な相談窓口について、周知するとともに、機能の充実を図ります。

【主な取組】

○虐待、DVの理解促進

市民を対象に、虐待やDVへの理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、啓発等を行うことにより、発生の防止及び早期発見の強化を図ります。

○相談機能の充実・連携

専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関の連携が進むよう、各相談機関や施設等の従事者や、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化等を図ります。

○子どものいじめ防止対応の推進

市子どもたちをいじめから守るための条例に基づき、寝屋川方式の「教育的アプローチ」（学校・教育委員会）、「行政的アプローチ」（市長部局）、「法的アプローチ」（外部機関）の三段階アプローチ等によるいじめ対策及びいじめの未然防止施策に取り組みます。

(2) 成年後見制度の利用促進

【5年後を見据えた課題】

○認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人をサポートする福祉サービス利用援助事業や成年後見制度は利用者の増加が見込まれており、受け皿や相談支援にあたる人材が不足する恐れが生じています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○判断能力が十分でない人が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送れる支援体制の整備が、進んでいます。

○成年後見制度の更なる利用促進を行っています。

【今後の方向性】

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知及び利用を促進します。

成年後見制度等に関する研修会の開催を通じて、成年後見制度等の権利擁護事業について普及啓発に努め、必要な方の相談・利用の促進を図ります。

【主な取組】

○成年後見制度の利用促進〔成年後見制度利用促進計画〕

認知症や知的・精神障害等により、判断能力が十分でない人が、本人の意思決定支援に基づく成年後見制度の利用について相談できるよう、成年後見制度や相談窓口の周知に取り組みます。

また、成年後見制度の取組をより進めるため、地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に努めます。

さらに、判断能力が不十分で、親族がいないなどの理由で審判の申し立てができない人については、市長申立制度を支援につなげるよう活用します。

3 地域福祉を担う多様な人づくり

(1) 地域づくりにつながる人づくり

【5年後を見据えた課題】

- 地域コミュニティの希薄化や担い手の減少・固定化・高齢化の進行等により、地域福祉活動の担い手不足が課題となっています。
- 市民一人一人が地域福祉の「支え手」と「受け手」であり、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会についての理解が進んでいません。

【あるべき姿・目指すべき姿＜ビジョン＞】

- 地域において、市民、民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会、地域協働協議会、更生保護団体、社会福祉協議会、社会福祉施設、企業、NPOなどの多様な主体が集まり、自分たちが暮らし、活動する地域について考え、自分たちの地域を創っていく取組が進んでいます。
- 地域福祉活動について、市民の周知や理解が進んでいます。

【今後の方向性】

- 地域福祉活動のさらなる広がりや新たな活動メニューについて、一緒に検討を行うなど、市民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組を進めます。
- 初めての人も気軽に地域福祉活動に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、参加のきっかけづくりを進めます。

【主な取組】

○人材発掘、機会創出

地域において、見守り・声かけ活動や、高齢者などのサロン活動、子育て支援活動などの地域福祉を支える人材を育成するため、参加のきっかけづくりに取り組みます。

○更生保護団体への支援〔地方再犯防止推進計画〕

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」の周知啓発などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

また、地域における更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営支援や、更生保護三団体（保護司会、更生保護女性会、BBS会）と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組みます。

(2) 教育・保育人材の確保

【5年後を見据えた課題】

○保育ニーズの増加や子どもや子育てを取り巻く環境の変化により、保育所等に求められる役割や機能が多様化・複雑化しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○希望すれば全ての子どもが保育所等を利用でき、保育ニーズ等に対応する教育・保育の機会が保証されています。

【今後の方向性】

保育士などの専門性を高める人材育成等について取組を進めて行くとともに、教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できる取組や、事業者が質の高い教育・保育を提供できるよう、職員研修の充実などに取り組みます。

【主な取組】

○教育・保育人材の就業促進、定着支援

継続して待機児童をなくすために、保育士の処遇改善や保育所等で就労していない保育士、いわゆる潜在保育士の就職促進などにより保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境の整備に努めます。

また、放課後子供教室や留守家庭児童会においても、教育・保育環境の充実に努めます。

4 生活と福祉を支える基盤強化

(1) 社会福祉協議会に対する活動支援

【5年後を見据えた課題】

○社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。

地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、必要とされる機能が増加しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○社会福祉協議会が、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。

○地域住民との連携のもと、地域生活課題の把握と解決に取り組んでいます。

【今後の方向性】

社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解決する取組や共助の在り方を検討します。

より実効性のある施策や事業とするため、地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたり社会福祉協議会と連携を図るとともに、情報提供についても双方で連携して市民に提供できるよう取り組みます。

【主な取組】

○社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会が関係機関とのネットワークにより把握する地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して支援等のサポートを行います。

(2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり

【5年後を見据えた課題】

- 高齢化が進む中で、若年層からの健康づくりが課題となっています。
- 地域におけるサロン活動など、地域ぐるみで行っている健康づくり活動を継続する機運が低下しています。
- 生きがいづくりに向け、社会参加を促す環境づくりが課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- それぞれの世代の市民が自身の健康に関心を持ち、健康づくりのための行動を気に掛けています。
- 地域包括ケアシステムの構築における、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な推進を図り、市民主体の活動の機会・場づくりを進め、生活支援や介護予防などの助け合い活動にもつなげています。

【今後の方向性】

市民の健康や日々の暮らしを支える活動や情報を発信し、健康を意識し心が豊かになるような心身を良好に保つ取組を進めます。

【主な取組】

○健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けた心と身体の健康づくりの取組への支援を充実するとともに、地域に密着した保健・医療体制づくりを推進します。

○介護予防事業の充実

市民が参加しやすい介護予防の取組への支援を充実します。

○生涯学習の推進

主体的に取り組む意識づくりを支援するとともに、様々なニーズに応じた社会参加を支援します。

○交通等による移動手段の確保

シルバー世代や障害者等の生活に必要な移動手段の確保に努めます。

(3) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導及び監査

【5年後を見据えた課題】

○措置から契約への移行など福祉サービスの供給の在り方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人等においては、利用者の様々な福祉ニーズに対応することが課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○社会福祉法人や福祉サービス事業者等への指導及び監査等を通して、地域の実情や要支援者のニーズにあわせた福祉サービスの提供が、さらに促進されています。

【今後の方向性】

市内の社会福祉法人及び福祉サービス事業者への集団指導や実地指導などにおいて情報共有等を行い、市と事業者との連携を深め、介護サービスの安定提供、質の向上を図ります。

【主な取組】

○社会福祉法人等への指導及び監査

社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導及び監査等を行います。

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画内容の十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様なPR媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市・社会福祉協議会の連動による推進体制の整備

本市と社会福祉協議会が緊密に連携・協働して、本計画に係る取組の推進及び進捗管理を行います。

また、地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、医療、産業、労働、教育、防災、交通等生活の基盤となる様々な分野との連携が重要になります。

そのため、計画の推進については、庁内に進捗管理を行う体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

(3) 計画の管理と推進

本計画は、基本理念に基づき市民と行政等が協働して取り組むべきものです。

そこで、事業の実施状況を精査するとともに、学識経験者や市内の関係団体等で構成される「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」において実施状況を報告し、御意見を頂戴することで、本計画策定後も、計画の進捗状況の管理を行います。